

提 供 日 2026/09/30
タイトル 10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です
担 当 労働委員会事務局 調整審査課
連 絡 先 調整審査班
TEL 054-221-2280



10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です

～静岡県労働委員会では、労働者個人と事業主（会社等）間の職場トラブル（※）の解決を支援しています～

※トラブルの例

（労働者）突然解雇された、労働条件が引き下げられた 等
（使用者）配置転換命令に従ってくれない、部下にパワハラといわれた 等

「個別労働紛争処理制度（個別労働関係紛争のあっせん）」とは

あっせん員3名（弁護士・学識経験者、労働組合役員、会社経営者等）が、専門知識や豊富な経験を基に、トラブル解決のための歩み寄りを促す制度です。静岡県労働委員会では、労働者個人と事業主（会社等）間の職場トラブル（※）の解決を支援する制度です。

＜特長＞

- ・ 労働者個人と事業主との間に生じたトラブルについて利用できます。
- ・ 労働者、事業主のどちらからも、無料で申請できます。
- ・ 当事者双方から丁寧に話を伺い、中立・公正な立場で合意点を探ります。
- ・ 御希望により、県庁、東部又は西部の県民生活センターで行います。

＜全国の労働委員会が足並みをそろえてPR活動を強化します＞

○本県の取組内容

項目	内容
チラシの配架等	各市町担当部署等へのチラシの配架及び10月7日沼津駅前でのチラシ配布
広報誌等の掲載	県・市町の広報誌、使用者団体の情報誌への記事の掲載
ポスターの掲出	県内ショッピングセンター、ホームセンター、ドラッグストアでポスター掲示

＜まずは県の労働相談窓口へ（相談無料）＞

経験豊富な相談員（社会保険労務士等）が、職場のトラブル全般について、相談内容に応じた労働紛争処理制度を御紹介しています。

また、弁護士の無料労働相談会も開催しています（事前電話でお申し込みください）。

相談受付	電話番号※
東部県民生活センター（沼津市）	055（951）9144
中部県民生活センター（静岡市駿河区） 移転に伴い10月8日（木）～13日（火）まで受付休止	054（286）3208
西部県民生活センター（浜松市中央区）	053（452）0144

※固定電話からは、0120-9-39610も御利用になれます（フリーアクセス）。

（受付時間） 月～金曜日（休日、年末年始を除く。）午前9時～12時、午後1時～4時

職場のトラブルでお悩みではありませんか？

従業員
の皆様

ご相談ください！

例えば・・・

職場で
パワハラ
がある。



有給休暇を
とらせて
くれない。



突然、
解雇された。



残業代を
払って
くれない。

労働相談

電話相談

来所相談

メール
相談

弁護士
相談

あっせん

労働に関する問題について、
社会保険労務士の資格を持った
専門の相談員等が対応します。

電話や来所が
困難な場合は、
静岡県 HP(下記の
二次元コード)から
ご相談ください。

月1回、
各労働相談所で
実施しています。
(無料・予約制)

労働委員会の
あっせん制度の
申請を受け付け
ています。
(詳細は裏面に記載)

フリーアクセス

サンキュー ロウドウ

相談無料
秘密厳守

0120-9-39610



受付時間：月～金曜日／ 9:00～12:00、13:00～16:00(祝日、年末年始除く)

※携帯や IP 電話の場合は、各労働相談所の電話番号に直接おかけください。

静岡県 労働相談 Q

静岡県県民生活センター

東部県民生活センター内
(東部中小企業労働相談所)

電話：055-951-9144

中部県民生活センター内
(中部中小企業労働相談所)

電話：054-286-3208

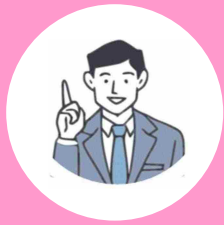
西部県民生活センター内
(西部中小企業労働相談所)

電話：053-452-0144

チラシに関する
お問い合わせ先

静岡県経済産業部就業支援局産業人材課
静岡県労働委員会事務局調整審査課

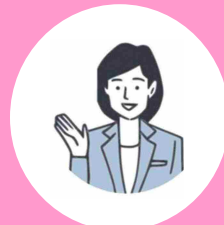
電話：054-221-2817
電話：054-221-2280



職場のトラブルを解決したい従業員の皆様

静岡県労働委員会の

「あっせん制度」を御利用ください!



静岡県労働委員会は、労働者と使用者の間で生じたトラブルの解決を支援する、静岡県の行政機関です。

あっせん について

- ・労働者個人と使用者との間に生じたトラブルについて、**無料**で利用できます。
- ・労働者、使用者の**どちらからも申請**できます。
- ・労働問題の専門家で経験も豊富な「弁護士・学識経験者」、「労働組合役員」、「会社経営者」の3名があっせん員として、当事者双方に寄り添って解決のお手伝いをします。

経営者(雇用主)

経営状況を考慮して、
有期雇用の社員の契約
を更新できなかった。

例えば・・・



従業員Aさん

勤めていた会社を雇止め
になり、契約の更新を求め
たが応じてもらえなかった。



相談及び あっせん申請

Aさんは、県民生活
センターに相談の上、
申請書を作成・提出
(雇用主からも申請可)

調査

労働委員会事務局の
職員が当事者双方から
トラブルの内容を聴取

あっせん (調整)

あっせん員3名が、
双方の意向を丁寧に
聴き、歩み寄れる
ように調整

解決

Aさんも会社も
納得する条件で
合意し、解決

⇒ 制度についての詳細は、各県民生活センター又は県労働委員会事務局へお問い合わせください。

フリーアクセス

サンキュー ロウドウ

※携帯やIP電話の

相談無料
秘密厳守

0120-9-39610

場合は、表面に記載
の各労働相談所の
電話番号に直接お
かけください。

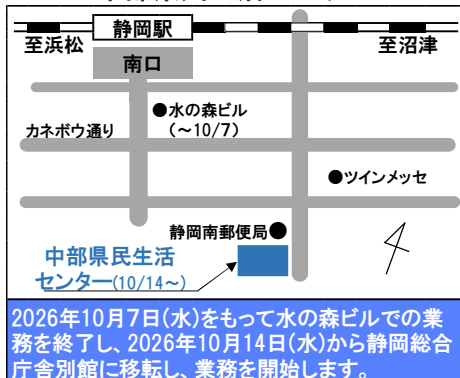
受付時間:月～金曜日/ 9:00～12:00、13:00～16:00(祝日、年末年始除く)

来所相談先 (県民生活センター内 中小企業労働相談所)

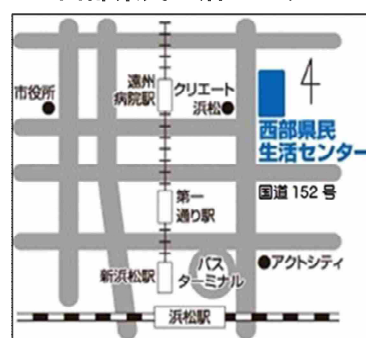
東部県民生活センター



中部県民生活センター



西部県民生活センター



あっせんに関するお問い合わせ先 ⇒ 静岡県労働委員会事務局調整審査課 電話: 054-221-2280